

令和元年度第4回

小金井市土地開発公社評議員会会議録

令和元年度第4回
小金井市土地開発公社評議員会会議録

- 1 日 時 令和2年2月6日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 本庁舎 第一会議室
- 3 評議員総数 16名
- 4 出席評議員 15名
- | | | | |
|------|--------|-------|--------|
| 議席1番 | 鈴木 成夫 | 議席9番 | 田頭 祐子 |
| 議席2番 | 岸田 正義 | 議席10番 | 五十嵐 京子 |
| 議席3番 | 沖浦 あつし | 議席11番 | 紀 由紀子 |
| 議席4番 | 白井 亨 | 議席12番 | 宮下 誠 |
| 議席5番 | 水谷 たかこ | 議席14番 | 渡辺 大三 |
| 議席6番 | 坂井 えつ子 | 議席15番 | 板倉 真也 |
| 議席7番 | 湯沢 綾子 | 議席16番 | 水上 洋志 |
| 議席8番 | 斎藤 康夫 | | |
- (欠席 議席13番 篠原 ひろし)
- 5 出席役員等
- | | | | |
|------|--------|----|-------|
| 理事長 | 住野 英進 | 主任 | 中村 正直 |
| 事務局長 | 田部井 一嘉 | 主事 | 石村 孝博 |
| 係長 | 清水 伸悟 | | |
- (欠席 常任理事 若藤 実 主任 渡辺 有希)
- 6 案 件
- 日程第1 諮問第8号 令和元年度小金井市土地開発公社変更事業計画(第2回)
- 日程第2 諮問第9号 令和元年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算(第1回)

- 日程第3 諮問第10号 令和元年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第1回）
- 日程第4 諮問第11号 令和2年度小金井市土地開発公社事業計画
- 日程第5 諮問第12号 令和2年度小金井市土地開発公社収入支出予算
- 日程第6 諮問第13号 令和2年度小金井市土地開発公社資金計画
- 日程第7 諮問第14号 小金井市土地開発公社非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

7 議事の経過

【議長】 本日は、お忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。令和元年10月31日付けで河野律子評議員から辞職願が提出されたことに伴い、令和2年1月7日、新たに水谷たかこ議員が評議員に就任しております。なお、当評議員会の議席は、市議会の議席に準拠している関係から、水谷たかこ評議員を議席番号5番とさせていただきます。合わせて、坂井評議員を議席番号6番、湯沢評議員を7番とさせていただきます。また、水上評議員を議席番号16番とさせていただきます。五十嵐評議員から板倉評議員までの議席番号を1つずつ繰上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和元年度第4回小金井市土地開発公社評議員会を開催いたします。会議成立の可否につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

【事務局長】 評議員16名中15名の出席を得ております。定款第22条第2項に規定する過半数に達していますので、本評議員会は成立することを報告いたします。

【議長】 報告を終了いたします。次に、定款第22条第4項の規定により、議事録署名人2名の選出について、議長が指名することに、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声多数 —

【議長】 ご異議なしと認め、議席8番・斎藤康夫評議員、議席9番・田頭祐子評議員、両評議員を議事録署名人に指名いたします。なお、小金井市ホームページ等にて公開する会議録につきましては、事務局において、会議録を精査の上、適当な処置を採り、個人情報等に配慮したかたちで公開させていただくことといたします。議事に入る前に事務局より報告があります。

【事務局長】 それでは、事業の進捗状況について報告させていただきます。都市計画道路3・4・8号線の進捗状況でございます。前回、令和元年10月23日開催の評議員会におきまして、用地取得のご承認をいただきました案件について、11月に各権利者と契約を締結したところでございます。これにより、本路線の進捗率は、51.04%となりました。今後も、事業期間及び小金井市の財政状況等々を鑑みながら、事業を進めさせていただきます。以上で、報告を終了させていただきます。

【議長】 以上で事務局からの報告を終わります。議事に入ります。本日の案件は6件であります。日程第1諮問第8号「令和元年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第2回）」、日程第2諮問第9号「令和元年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）」、日程第3諮問第10号「令和元年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第1回）」、以上3件については関連がありますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声多数 —

【議長】 ご異議なしと認め、一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

【事務局長】 それでは、諮問第8号「令和元年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第2回）」について説明させていただきます。2ページをご覧ください。今年度の都市計画道路3・4・8号線の用地取得事業におきまして、前回の評議員会に諮問させていただきましたが、今年度、当初予定しておりました1画地が、地権者の諸事情により今年度契約するに至りませんでした。しかしながら、別の画地の地権者から、その地権者の諸事情により事業用地を取得していただきたいとの依頼がございまして、小金井市と協議し、了解をいただいたことから、事業計画を変更させていただきました。取得した画地が当初予定していた画地よりも土地代・補償費が下回ったため、事業費を71,240,000円減額し、119,669,000円とするものです。次に、用地売却事業におきまして、都市計画道路3・4・8号線の売却を予定しておりましたが、小金井市への買戻しを予定より早期に行ったことで、金融機関への償還時期が繰上げられ、支払利息額が軽減されたため、事業費を143,000円減額し、402,223,000円とするものです。

続きまして、諮問第9号「令和元年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）」について説明させていただきます。4ページ及び5ページをご覧ください。先ほどの事業計画の変更に伴い、収入支出それぞれ71,383,000円を減額し、収入支出それぞれ545,279,000円とし、また、短期借入金の限度額を71,240,000円減額し、119,669,000円とするものでございます。細部につきましては、6ページの明細書のとおりでございます。

続きまして、諮問第10号「令和元年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第1回）」につきましては、ただいま説明いたしました令和元年度収入支出補正予算と同様の内容ですので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審

議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【議長】 ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【水上評議員】 今回の資金計画の変更については、当初予定していたところが権利者さんの事情で今年度の契約に至らなかったと。ただ依頼があってその予算の範囲で別の所を買っていくということになっていると思うんですけど、当初の計画を立てるときの見積りとかがどうだったのかを確認しておきたいのです。つまり、いろいろな事情があって買えなくなることはあることだと思うんですけども、途中から依頼があってそこを買うことになるとその間も同意状況については、ある程度、きちんとした数が出ていたと思うんですね。土地開発公社としては、ある程度地権者の皆さんの手のひらに載せて交渉に当たっているものだと思っていたんですけど、進め方としての当初のここを買っていくという予定、計画があるわけですね。しかし今回うまくいわずに違うところを買うっていうところになっていて、計画として見積りがどうだったということについて、伺っておきたいと思うんです。3・4・8号線については拙速に進めるべきではないと賛否は拮抗している状況で、進める必要はないと言ってきましたけれども、今回変更計画については進め方の問題としてどうなのかということについて伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【事務局係長】 当初の予算の見積りに関してのご質問かと思われれます。今年度予算見積りの積算につきましては、3・4・8号線の地権者さんすべての方に毎年毎年お伺はしてはなくて、協力していただけた方から順次交渉には当たっています。その中でも来年度契約できそうなところを予算化させていただいております。

今回の計画変更につきましては、当初見込んでいた地権者さんに諸事情があって契約に至らなかったと、また申込みがあった方につきましては、こちらのほうでは暫く当たっていなかったところが、地権者さんの諸事情としか言えないんですけども、地権者さんのほうから早急に事業用地のほうを取得していただきたいとの話がありまして、

小金井市のほうとも協議して計画を変更させていただきまして、用地のほうを取得させていただいたというところになります。

【板倉評議員】 2点伺うことになるかと考えております。1つは今、水上評議員が質問されたと思うんですけども、説明ですと当初1区画を予定したところを買収する予定だったんですけども別の所にしたということでしたよね。買収するときには1区画ってということですか、それでも分筆されているわけですよ。だと思っんですね。分筆というのか一筆というのかよくわかりませんけれども、変更前が59.47㎡で、別の場所も59.47㎡ということになりますよね。要するに違う場所を買ったときにたまたま偶然同じ面積だったというふうに理解できるのでしょうか。この説明が今なくて、そこを説明していただきたい。偶然同じ面積だったという説明になってしまうと思うんですよ。今の話だと。予算規模で、例えば事業費190,909,000円の予算があったと。同じ190,909,000円分の面積を買うとなると、面積が変わってあたり前だと思っている。けど同じ面積だから事業費が減りましたと。先ほどの説明だと辻褄が合わない。ちゃんと説明いただきたいということでもあります。

二つ目はですね、別表収入支出予算補正の諮問第9号でございます。説明がなかったんですが、支出の事業外費用、積立金の補正額2,000円増で、一方で特別損失給付金の2,000円減があります。この説明をしていただきたい。以上であります。

【事務局係長】 今回の変更事業計画、(第2回)の変更後の面積のことについてのご質問かと思われまして。今回、変更事業計画、(第2回)ということで、前回の評議員会の際に変更事業計画、(第1回)を諮問させていただきまして、その際に当初予定していた面積が77.00㎡、変更後の面積が59.47㎡ということで、取得面積の変更の変更事業計画(第1回)を諮問させていただきまして、ご了解をいただいたものであります。今回は、その変更いただいた事業計画どおり、少なくなった区画の地権者様と交渉させていただきまして取得できたことから、土地代、補償費が減額になったことで、今回、事業費の

ほうを補正減させていただいたということであります。

補正予算の特別損失の2,000円の減という4番の事業外費用積立金の2,000円増につきましては、昨年度になるんですけど、土地開発公社の事業につきまして、東京都に毎年検査を受けていまして、その際に今までは土地開発公社の預金利息、毎年若干利息が付いたものを小金井市のほうに寄付させていただいていまして、昨年度も同様に設立団体である小金井市のほうに預金利息のほうを寄付して良いか、東京都のほうにお話した際に、土地開発公社で余剰金が出たときは内部留保するのが原則で、設立団体に寄付するのは間違いではないんだけど、原則留保したほうが良いのではないかとこの指導がありまして、小金井市にその旨お話したところご了解いただいて、昨年度から預金利息のほうを内部留保させていただきました。そのお話があったのが昨年の年度末だったので、今年度予算に予算計上できなかったことからですね、今回の補正予算をお願いするに当たりまして、予算の組換えを一緒にさせていただいたものでございます。

【板倉評議員】 今の説明でいくと、変更事業計画（第1回）で取得する場所を変えたということですよ。先ほどおっしゃった内容だと変更事業計画（第2回）で変えたというふうな説明に受け止められたので、ああいう質問になったわけですよ。第1回目のときに直接場所を変えたんだと、だから対象面積が変わったと。そこを買った場合に当初予定していた金額よりも少なかったという説明ですね。先ほどの説明だと今回変えたと承ったもんだから、ああいう質問になったんです。それは了解しました。

さて、この寄付金のほうの扱いであります。実は私、平成25年度第3回評議員会、平成26年2月12日なんです。6年前。そのときに定款を私、説明しています。定款では第28条、利益及び損失の処理のところ、こう書いてあるんですね。公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。このときに平成25年度第3回評議員会のそのときの議案書まだ私持っていたのでね、寄付金2,400,000円が計上されていたんです。

そのとき私は、こう言ったんですね。定款に寄付金の規定はありませんよと。定款を正すべきではないかと質問しました。答弁は現時点では現行でいきたいと考えているとの答弁だったんですね。私は、このときに既に定款が違っているではないかと質問していて、定款どおりにやっていないということを私は、そのときから指摘していて、今回東京都から指摘をされたと、だから指摘されたときに定款を改めるか、定款どおりにいくのかの判断は、ちゃんとすべきだと思うんです。指摘していきたいと思います。定款どおりにいくのであれば定款どおり、定款どおり行ってないのであれば定款を改めるのか、そうしたら当然小金井市だけの判断ではできないこともありますから、そのときに東京都なら東京都に考えを伺って対応していくという、そういう姿勢でやらなければ、やはり良くないだろうとちゃんと指摘しているわけですから、この点はちゃんと指摘しておきたいと思います。質問はありません。

【議長】 以上で、質疑を終了することにご異議ございませんか。

－異議なしの声多数－

【議長】 ご異議なしと認め、質疑を終了いたします。お諮りいたします。諮問第8号「令和元年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第2回）」について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

－異議あり－

【議長】 ご異議がございますので、起立により採決いたします。お諮りいたします。諮問第8号「令和元年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第2回）」について原案のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

－起立多数－

【議長】 起立多数。よって原案のとおり承認いたしました。

続きまして、諮問第9号「令和元年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）」について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

－異議あり－

【議長】 ご異議がございますので、起立により採決いたします。お諮りいたします。諮問第9号「令和元年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）」について原案のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

－起立多数－

【議長】 起立多数。よって原案のとおり承認されました。

続きまして、諮問第10号「令和元年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第1回）」について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

－異議あり－

【議長】 ご異議がございますので、起立採決により採決いたします。お諮りいたします。諮問第10号「令和元年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第1回）」について原案のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

－起立多数－

【議長】 起立多数。よって原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第4諮問第11号「令和2年度小金井市土地開発公社事業計画」、日程第5諮問第12号「令和2年度小金井市土地開発公社収入支出予算」、日程第6諮問第13号「令和2年度小金井市土地開発

公社資金計画」、以上3件については、いずれも関連がありますので一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なしの声多数－

【議長】 ご異議なしと認め、一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

【事務局長】 それでは諮問第11号「令和2年度小金井市土地開発公社事業計画」について、説明させていただきます。10ページをご覧ください。令和2年度の用地取得事業におきましては、都市計画道路3・4・8号線事業用地222.27㎡の取得を予定しており、事業費は197,302,000円になります。また、都市計画公園小長久保公園事業用地336.79㎡の取得も予定しており、事業費は175,512,000円でございます。

次に、用地売却事業におきましては、都市計画道路3・4・8号線事業用地611.57㎡を小金井市へ売却する予定でございます。事業費といたしましては354,164,000円でございます。事業箇所につきましては、11ページの小金井市管内図及び「諮問第11号参考資料」をご覧ください。なお、参考資料につきましては、本評議員会終了後に回収をさせていただきます。

次に諮問第12号「令和2年度小金井市土地開発公社収入支出予算」について説明させていただきます。14ページ及び15ページをご覧ください。収入支出予算の総額を、それぞれ757,316,000円とし、短期借入金の限度額を372,814,000円と定めるものです。細部につきましては、16ページからの明細書により説明させていただきます。初めに、収入について、説明させていただきます。16ページ及び17ページをご覧ください。款1事業収益につきましては、都市計画道路3・4・8号線事業用地を小金井市へ売却することによるもので、公有用地売却収益として354,164,000円を見込むものでございます。款2借入金につきましては、都市計画道路3・4・8号線事業用地の取得に伴う金融機関からの短期借入

金として、372,814,000円を見込むものでございます。款3事業外収益につきましては、主に小金井市からの事務事業費として、30,338,000円を見込むものでございます。

続いて、支出について説明させていただきます。18ページ及び19ページをご覧ください。款1事業費につきましては、事業計画で説明しました都市計画道路3・4・8号線及び都市計画公園小長久保公園の用地取得費として、205,814,000円を計上しております。款2販売費及び一般管理費につきましては、25,030,000円を計上しております。款3償還金につきましては、都市計画道路3・4・8号線事業用地に係る借入元金の償還として、348,988,000円を計上しております。20ページ及び21ページをご覧ください。款4事業外費用につきましては、主に都市計画道路3・4・8号線事業用地及び東小金井駅北口まちづくり事業用地の支払利息として、10,483,000円を計上しております。款5補償費につきましては、都市計画道路3・4・8号線及び都市計画公園小長久保公園の事業用地取得にかかる物件補償費として167,000,000円を計上しております。以上が令和2年度収入支出予算の主な内容でございます。

続いて諮問第13号「令和2年度小金井市土地開発公社資金計画」につきましては、ただいま説明させていただきました、令和2年度収入支出予算と同様の内容ですので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【議長】 ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

【水上評議員】 第12号「令和2年度小金井市土地開発公社収入支出予算」の収入支出予算のところで、支出元部分なんですが、不動産鑑定手数料が支出として計上されておまして、これはまちづくり事業用地について来年度不動産鑑定行うというふうにご説明を受けているんですけども、この状況について伺いたいんですが、まちづくり事業用地の第2期分について、一定部分購入するということになっていると

思うんですけど、それに向けて不動産鑑定するということだと思うんですけど、第2期分については、まだ、区画整理事業の中での換地が確定していない、地積がはっきりしないだということで、第2期分の売却については今後の検討課題というかたちになっていたと思うんですけど、地積の確定というのは第2期分については基本的には全体終わっているのか、不動産鑑定したい部分だけが地積として確定されたのかどうか、そのへんのことわかるようでしたら伺いたいと思うんですね。不動産鑑定するので、スケジュール的には先になってくると思うんですけども、現時点でこの間もまちづくり側道用地なんかを売却したりした実績がありますよね、そういった実績に基づいて試算をした場合に、だいたいいくらぐらいになるのかという試算ができるのかどうか、もしわかったら教えていただきたいと思うんですね。まちづくり事業用地全体の、今あそこは、駐車場用地として小金井市がお金を借りて駐車場として運営してるかたちになってはいると思うんですけど、そういう全体の利子補給の関係もわかったら、わかる範囲でご説明いただけないかということですよ。

3・4・8号線については、先ほど地権者全員に合意を取っているわけではないんだという話なんですけれども、ある程度見込まれている分について予算計上している、という理解で良いのかどうか。ここをちょっと確認してみたいんです。

【事務局係長】 来年度予算の不動産鑑定手数料、まちづくり事業用地の件につきましてご質問いただきました。まちづくり事業用地につきましては、お話のあったとおり土地区画整理事業の種地として、現在使用されているものですが、土地区画整理事業の進捗状況によって、土地開発公社の土地が使用収益開始、徐々にできていて、例えば25年度から駐車場用地として使っていたものが、使用収益開始されたので駐車場として利活用してきた実績がございます。

今回第2期分につきましては小金井市のほうも第2期分のほうで使用収益開始されて、自由に利活用ですとか民間への売却ができるようになったら、売却してまちづくり事業用地の借入元金のほうを返済していくという方針が出ていますので、今回は主管課、関係各課と調

整しまして、来年度以降第2期分について1区画ではありますけれど、使用収益開始できそうな場所があるので、来年1年度かけて不動産業者に広告等を出し、令和3年度に売却する方向で考えているところでございます。売却する予定の区画の見込みなんですけれども、予定している画地の面積は仮換地積として約440㎡程度になります。坪単価はまちづくり側道用地を平成28年度、29年度と民間に売却したときのおよその平米単価が400,000円でしたので、440㎡を平米単価400,000円で試算しますと、約170,000,000円程度になるのではないかと試算できるところでございます。

3・4・8号線の来年度予算のことにつきましてご質問いただきました。来年度3・4・8号線の予算化しているところにつきましては、今まで3・4・8号線の地権者と折衝していく中で、来年度取得を見込めるところを予算化させていただいております。

【水上評議員】 不動産鑑定手数料についての今後の考え方は、大きくはなんとなくわかりましたけれど、第2期分は、全部換地指定が完了しているわけではないけれども、この部分だけは地積として確定されていると、今まだやっていない、ただ確定されるだろうという見込みの元にやっているということですね。それは一応わかりました。まちづくり事業用地の市民施設建設計画、小金井市の計画ですけどね。その促進については一定資金を積んだほうが良いとの陳情が出されていてね、そういう関係から言うとまちづくり事業用地の市民施設建設計画をぜひ促進することで、土地開発公社なので小金井市ではありませんけれども、ぜひそういうかたちで小金井市にも要請していただきたいということは意見として述べておきます。

3・4・8号線については、反対・賛成・保留がどうなっているかは、この間明らかにされているので、今日は質問しませんが、決算特別委員会の後でも聞いているところでは、まだ拮抗している状況があって、事業年度のところの関係でも、まだ50%くらいですね。ここは終息に向けて、こういう状況の中で無理に進めていくわけにはいかないだろうと、意見として申し上げてきましたけれども、ぜひ、そういう点を踏まえて今後の3・4・8号線の事業については、ぜひ、

抜本的な見直しをしていただきたいということは、意見として述べておきたいと思います。

【斎藤評議員】 3・4・8号線の取得事業ですか、222.27㎡、これは線路の北側部分になるのか、南側部分になるのか、それだけお知らせして下さい。現在のところの予定で。

【事務局係長】 予定としましては、中央線の北側と南側両方の画地を予算化しております。

【斎藤評議員】 ありがとうございます。南にも北にもあるということで、採決に当たって表明しておきたいんですけども、私は3・4・8号線に関しては、線路の北側に関しては賛成できないという立場で。南側に関しては逆にしっかりと推進していただきたい、というふうに考えております。今回の事業計画は3・4・8号線と小長久保公園の整備でありまして、小長久保公園の整備も私どもでしっかり進めていただきたい。これは小金井市の一般予算でもそうなのですが、自分の賛成したい部分と反対したい部分と両方あるときに、どう対処するかということなんですけれども、少しでも反対な部分があれば全体を反対するのか、少しでも賛成のところがあれば賛成するのかというところなんですけれども、今回については小長久保公園を進めていただきたいということと、北側についても当然地権者の合意をいただいて進めていくと、いうことを両者勘案したうえで採決に臨みたいというふうに思っておりますが、その採決の結果いかに関わらず、3・4・8号線の北側については慎重な立場を取っていきますということを申し上げて、採決に臨みたいと思います。

【田頭評議員】 私も1点質問と意見でまとめさせていただきます。3・4・8号線については、これまでも述べてまいりましたが、やはり北側は地権者さんの同意状況、そもそもの必要性から勘案して、北側は拙速に進めないでいただきたい、という考えを持っております。南に関しては、斎藤評議員と結果的には同意見なんですけど、危険性もあるとい

うところを地元の方からも強く指摘されている区画、区間だと考えておりますので、ここは進めていただきたいという立場です。

小長久保公園については質問なんですが、そもそも必要性については、私たちも進めていただきたいとは考えておりますが、住民の方から非常にポツンポツンと段々と公園になっていって、住宅がまばらになっていくというような状況の中で、非常に治安の面とか不安も感じるというような声も聞いています。そういったところを土地開発公社としても、どの程度勘案しながら、丁寧な進め方をしていただきたいというふうをお願いしてきたところなんですが、今回の用地取得に当たっては住民の方の状況ですね、お考えなど、不安などとか、またあるいは逆に希望などというところは、どのように把握しておられるのか、そこだけ伺っておきたいと思えます。

【事務局係長】 小長久保公園の取得事業についてのご質問かと思えます。小長久保公園の事業に関しましては、事業の経過を説明させていただきますと、平成元年から用地の取得を始めさせていただきました、30年以上経過していることとございます。その中で平成3年から5年に第1期、平成8年から11年が第2期、平成16年から18年度を第3期というかたちで事業認可をいただき、事業を進めておりました。事業のご理解をいただける地権者の方につきましては、この事業期間に既に用地取得をさせていただいております。今後につきましては、小金井市環境政策課にて事業用地取得の折衝をしており、地権者の方から買取りの申出があった箇所等について用地の取得を進めているところでございます。

【田頭評議員】 実際に住民の方と当たっていただいているのは、環境政策課ということだと思いますが、土地開発公社としても環境政策課とも連携を取っていただいて、状況などは把握した上で、この事業を進めていただきたいというふうに、お願いだけしておきます。

【白井評議員】 ちょっと気になっていたもので、田頭評議員の質問に関連するんですけれども、小長久保公園についてであります。今、若干状況

なんかは説明されたんですが、実際その小長久保公園の該当地の地権者の方々、いわゆる同意状況というのか、そういうものは以前も述べられたかもしれませんが、折衝の状況とか同意状況とか、そのへん、詳しく今述べられる範囲で教えていただけないでしょうか。あわせて小金井市としていつまでにとというような、なかなか相手さんがあることですから、しっかり線が引けないと思うんですけど、目安としていつぐらいまでには、この小長久保公園を整備していきたいというような、ごめんなさい、小金井市からどういうふうな指示を受けてやっておられるのか、そのへん教えていただけますか。

【事務局係長】 小長久保公園の交渉状況でございます。本件土地は小金井市環境政策課にて事業用地の買収の折衝をしており、地権者より買取りの申出が出た時点で土地開発公社に取得依頼をいただき、取得に当たっているところでございます。今後の見通しにつきましては、土地開発公社では把握はしていないところでございます。

【白井評議員】 やはり相手さんがあることですので、そういう話だと思うんですが、改めて聞きたいんですが、折衝は、環境政策課で必要な事務をやっている。土地開発公社は報告があれば報告を受けてという進め方ということによろしいんですかね。はい、わかりました。

ちょっと個別な話ではなく全体的な話をしたいんですけど、来年度の事業計画も含めて今回諮問として出されているんですが、土地開発公社の存在意義というか、意義について私としては、いろいろほかの事例なんかも研究しているところではあります。以前、10月23日に評議員会の諮問事項等についてと、一表の資料も出していただいたと思うのですが、これ見ると多摩26市では、確か15市が土地開発公社があるということになるかと、全国的にもそうですけど多摩地域でもすべての自治体において土地開発公社があるわけではないということと、評議員会も設置していないところもあるという話は聞いておるところではあります。で、ちょっとよくわからないのが、評議員会でこういう話をすることが適切かどうかという視点もあるかと思いますが、せっかくですので、もし可能でしたら、土地開発公社を

持っていないところが土地の取得をするときに、どういうふうにされているのか。そのへん、仕組がよくわかりませんので、ちょっとそういうことを資料として次回提出いただければありがたいなと思うんですが、ここで話をするべきことでなければ、また別のところでしますので、一旦ちょっとご検討をお願いしたいと思います。

【事務局長】 ただいま白井評議員から資料のご要求がありました。調整させていただきますまして、提出できるものについては次回の評議員会で提出させていただきますと思います。

【板倉評議員】 諮問の12号のほうで、収入支出予算のほうで伺いたいんですが、収入の事業外収益の雑収益と、支出の販売費及び一般管理費の販売費及び一般管理費の分ですね、伺いたいんですが、公租公課部分についてであります。土地開発公社が地権者の方から土地を買収した場合、一定期間土地開発公社でその土地を所有することになりますが、固定資産税、都市計画税は土地開発公社が小金井市に払う必要はないのでしょうか。というのが1点。事前説明ですと法人市民税、法人都民税については、小金井市からもらってまた土地開発公社から支出というかたちになるかわからないんですけれども、法人市民税は当初から土地開発公社が支出をしていたというかたちになっていたでしょうか。以上です。

【事務局係長】 公租公課についてのご質問をいただきました。土地開発公社におきまして、昨年度までまちづくり事業用地の賃貸借、また小金井市への売却等で収益があったもので、法人市民税等を支払っていたものになります。来年度につきましては、予算化はさせていただきますが、小金井市と調整させていただきますまして支出する必要がなければ、補正減をさせていただきますことになると思います。

【板倉評議員】 まず、固定資産税、都市計画税を土地開発公社で持たなければならぬというケースというのはどういう場合に起きるのか。あるいは土地開発公社ではそれを負担する必要がない。今までも負担す

ることはなかったという理解で良いのか。固定資産税、都市計画税、土地開発公社で負担する必要はないという理解なのか、こういうケースの場合に発生するというものがあるのかどうか。で、法人市民税、法人都民税についても、こういう場合には土地開発公社で負担をしなければいけないという事例が、この場合には起きるということがあるのかどうか、そういう整理というのを教えてもらいたいですね。なぜこういう質問をするかという、先ほど定款の部分で補正のほうで質問したときに、いろいろ過去のいろんな資料を調べてみました。そこで、固定資産税とか都市計画税が出てきた議案があったんですよ。支出の部分で。私の記憶でいくと。だからこういう場合には、都市計画税と固定資産税を土地開発公社でみななければいけない。こういう場合には法人市民税、法人都民税をみななければいけない。その場合の元手というのはまるまる土地開発公社でみななければいけないのか、あらかじめ小金井市のほうで予算化しているのか、そこらへんの整理を教えてください。もし現時点で答弁できなければ、次回までに答弁できるようにお願いしたいんですが。過去の議案を見ていくと登場してくる場面があったりするので、私も整理的な意味もありますので、まとまったかたちで答弁いただきたいんです。公租公課について。

【事務局係長】 固定資産税のことにつきましては、次回までに調べさせていただきます。法人税、市民税のことにつきましては、土地開発公社として利益が生じたときにはお支払するものというふうに考えているところです。

【渡辺評議員】 意見だけでありますけれども、先ほど斎藤評議員もおっしゃったんですが、いろんなものがまとめて入っているものでありますので、いろいろ判断に悩むものではあります。小長久保公園に關しましては、私は前に進めていったほうが良いという立場であります。ただ、ここはまだ私が1期目の議員の頃に地元の方々にも呼ばれまして、宅地分譲のときにいろいろ、都市計画のことについてのきちんとした説明がなかったというようなことで、つまり重要事項できちんと説明されてないというようなことも含めて、いろいろと複雑な感情が

地元にございますので、いわゆる小長久保公園方式という買収方式でやっていますよね。希望があったときに買っていくという小長久保公園方式で進めてきておりますが、引き続きそのやり方は堅持をしつつ、こういうかたちで売却いただけるときには適切に取得をしていって、最終的には都市計画公園として完成させていくということが望まれているのかなというふうに思っておりますので、その点に関しては進めていただいてと思っておりますが、3・4・8号線に関しては、従前から申し上げているとおり、とりわけ中央線の北側に関しては、必然性が乏しいと、このようなところに投資するならば、もっと優先して投資すべきことが山ほどあるだろうということが、私の判断ではございますので、そういう観点から態度は決めてございます。意見だけ申し上げます。

【議長】 以上で、質疑を終了することにご異議ございませんか。

－異議なしの声多数－

【議長】 ご異議なしと認め、質疑を終了いたします。お諮りいたします。諮問第11号「令和2年度小金井市土地開発公社事業計画」について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

－異議あり－

【議長】 ご異議がございますので、起立により採決いたします。お諮りいたします。諮問第11号「令和2年度小金井市土地開発公社事業計画」について原案のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

－起立多数－

【議長】 起立多数。よって原案のとおり承認いたしました。

続きまして、諮問第12号「令和2年度小金井市土地開発公社収入支

出予算」について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

－異 議 あ り－

【議長】 ご異議がございますので、起立により採決いたします。お諮りいたします。諮問第12号「令和2年度小金井市土地開発公社収入支出予算」について原案のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

－起 立 多 数－

【議長】 起立多数。よって原案のとおり承認いたしました。
続きまして、諮問第13号「令和2年度小金井市土地開発公社資金計画」について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

－異 議 あ り－

【議長】 ご異議がございますので、起立により採決いたします。お諮りいたします。諮問第13号「令和2年度小金井市土地開発公社資金計画」について原案のとおり承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

－起 立 多 数－

【議長】 起立多数。よって原案のとおり承認いたしました。
次に、日程7諮問第14号「小金井市土地開発公社非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

【事務局長】 諮問第14号「小金井市土地開発公社非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程」について説明させてい

たきます。27ページの「小金井市土地開発公社非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程新旧対照表」をご覧ください。土地開発公社の非常勤嘱託職員の報酬及び支給方法については、「小金井市の特別職の給与に関する条例」、費用弁償については、「小金井市の特別職の職員の旅費に関する条例」を準用しておりました。この度、小金井市の非常勤嘱託職員の報酬等の改正があったため、非常勤嘱託職員の報酬等の根拠となっていた規程を整備するものでございます。新旧対照表の左側の改正規程をご覧ください。第2条及び第3条で、報酬及び支給方法は「小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を準用するよう改正しております。また、第4条で費用弁償は「職員の旅費に関する条例」を準用するよう改正しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【議長】 これより質疑を行います。

【渡辺評議員】 事前に説明していただいたところによりますと、会計年度任用職員に準じてということなんですけど、土地開発公社のこの非常勤の方に関しては、今回この改正は行われるわけですがけれども、いわゆるボーナスの支給は行わないということで説明を受けております。思いますのは、今後この4月の新年度から会計年度任用職員スタートということで、小金井市役所の庁舎の中で、こういうこの方だけボーナスがないということになるんですかね。ほかにももらえない方いるんですかね、こういう条件のもとで。ということでね、思ったのは、私はもともと人件費には厳しい人間なんですけれども、同じ市役所の中で勤務されていて、単に土地開発公社というのが扱い上、小金井市の直接的な組織と違うということだけの理由でもってボーナスの支給が全くないということに関しては、モチベーションの維持などの問題などとも含めて、余り適切ではないのではないかというふうにも思っておりますね、そのへんに関しては、ほかの多摩26市の土地開発公社をお持ちのところに関してはどういうふうに措置をされていく

のか。また、小金井市はこれは、ボーナスの支給しないよというのは、比較的短期の過渡的な措置なのか、或いはそのへんのことは見通しがたっていないのか、そのあたりに関してでもですね、ご説明をいただいたほうがいいかなと思っております。私としては、同じ庁舎の中で同じような条件で勤務されていて、単に小金井市の職員か土地開発公社の非常勤かということで違いが出てくるってことは、余り適切ではないのかなと思っているのですが、その点の見解は求めておきたいと思えます。

あと、先ほど白井評議員からもあったんですが、私が前々から言っているのは、土地開発公社の必要性自体がね、いろいろ検証をしっかりとでもいいんじゃないのかなということで、決算委員会だったっけ、何年か前のね、いろいろ提起したこともあってですね、その後なかなか進まないんですけれども、そこらへんに関して合わせて検討もしていく必要もあるかなと思っているんですけれども、何かいろいろ土地開発公社がないことによるデメリットもあるというふうにおっしゃいますよね。ただ、ない市もあるという中で言うと、そこらへんの研究というか、分析もきちんとしていく必要があるんじゃないかなと思っておりまして、そう申し上げますのも、総量抑制だからといって土地を買わなくなるわけではないんですけれども、昔と違って公共用地をどんどん拡大して取得していくというトレンドではもうないんだらうというふうには思っておりますから、そういうふうに見てみると土地開発公社の必要性みたいなものも、少し整理していく必要があるのかなというふうには思っているんですけれども、今回たまたまこの非常勤さんのボーナスの話なんですけど、これとっても土地開発公社じゃなくて小金井市役所が直でこれやってるんだったら、こういう問題も生じないわけですよ、その点に関してちょっと考え方などもいろいろ伺っておきたいなというふうに思えます。以上です。

【事務局係長】 土地開発公社の非常勤嘱託職員の報酬等に関して、他市の状況でございますけれども、26市中土地開発公社が設置しているところにつきまして、非常勤嘱託職員を雇用している市は立川市、武蔵野市、小金井市の3市でございます。立川市につきましては、雇用さ

れている非常勤嘱託職員の方が、令和2年4月末日で退職予定であり、またその後の採用予定がなく立川市の非常勤嘱託職員の制度改正による影響が及ばないとのことをございました。武蔵野市につきましては、東京都で用地取得業務に携わっていた方を武蔵野市の再任用職員と同等の待遇で雇用しているとのことで、期末手当を支給しているということをございました。以上です。

【事務局長】 今後の非常勤嘱託職員に関する期末手当の支給に関してのお問い合わせでございます。今回の小金井市の制度改正でございますけれども、地方公務員法及び地方自治法の改正によりまして、新たに会計年度任用職員が創設されまして、小金井市の非常勤嘱託職員が来年度より会計年度任用職員になるものをございます。土地開発公社の非常勤嘱託職員は、小金井市の非常勤嘱託職員ではないということから、本制度が適用されないという状況でございます。先ほど評議員からもご指摘がございましたとおり、現在机を並べながら土地開発公社の非常勤嘱託職員は、期末手当は支払われないという状況でございます。今後でございますけれども、これについては小金井市との調整協議が必要でございますけれども、期末手当を支払うということになりますと土地開発公社職員としての業務の見直しですとか、サービス・人事規程みたいなものも含めて改正を行っていかねばならないという状況でございます。このような勤務内容ですとか、労働条件の検討というのは課題だというふうに思っておりまして、その点につきましては今後研究していかねばならないというふうに思っております。

続きまして、土地開発公社の必要性についてのお問い合わせでございます。土地開発公社でございますけれども、土地開発公社の目的といたしましては、公共用地又は公用地などの取得・管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的としていまして、土地開発公社があることにより先ほど評議員からもご指摘がございましたけれども、補助金を使いやすくなるというメリットがございますので、その点については土地開発公社は必要であろうというふうに思っております。

【渡辺評議員】 非常勤さんの件なんですけれども、まあやっぱり不自然ではありますよね。同じ小金井市役所の中で勤務されていて同じように業務をされているけど、たまたま土地開発公社っていうのが、まあ土地開発公社も基本的に役所ですから、ただ便宜上分けているだけであって、何ら違うことをやっているわけでもないということだと思っんですね。そこで逆にこういうことはやれないのかってことは、つまり事務局長さんも都市計画課長ですから、全部兼任でやってるわけじゃないですか。ということはその非常勤さんも、場合によっては小金井市のほうの会計年度任用職員にして、土地開発公社の事務もできるはずですよ。その工夫をすれば良いということなのかなと思っったりもするんです。そうすればボーナス払えるわけでしょ。完全にその身分をどっちに置くかだけ、あるいは兼任にするかしないかだけの問題でね、その運用の問題だけで、何と言ったらいいのかな、小金井市役所の中で、そういう非常に特殊な状況の中で、ほかの会計年度任用職員さんと何ら変わらないことをやっているのに、一時金が全くもらえないという人が出るということは、たった一人のことであつたとしても、やはり見逃してはいけないんじゃないかなと思っっていて、例えば市長、今理事長は副市長ですけれども、全庁的にきちんと、一人のことだからっていうことでいい加減にしないで、そういう工夫ができないだろうかと。小金井市役所のほうで会計年度任用職員で雇用すればほかと同じになるわけだから。そういう工夫もできないだろうとか。そういうことをきちんと研究してみる必要はあるかなと思っっております。

もう一つ言うんです、ほかの市、今さっきね26市の中で、土地開発公社が15市でしたっけ、非常勤を雇用している市がそもそも3市しかないんだよね。ほかはなしでもやれているわけでしょ。じゃあなんで小金井市は、非常勤が必要になつてのかってこともちょっと、小金井と立川、武蔵野、しかも立川はこれでいなくなれちゃうわけでしょ。武蔵野と小金井だけになるわけだけど、じゃあほかの市と比べて業務が多いのか、何か必然性があるのか、そういうこともまた、見ていかないといけないということもあるし、だとすると私が何を言いたいかという、そうすると土地開発公社専用、専門の非常勤さん

として置くよりは、都市計画課のほうの会計年度任用職員にしてですね、場合によったら土地開発公社の仕事以外のこともやってもらったほうが、という考え方もないとはいえないじゃないですか。土地開発公社で採用したら都市計画課の仕事やらせられないでしょ。ですよ、だとしたらほかの市がなしでやってるんだから、だったら小金井も土地開発公社でおかない。都市計画課のほうにおくと、会計年度任用職員として。そうすれば、ほかのいろんなこともやっていただけるわけだから、そのほうが合理性があるんじゃないかと考えることもできるし、そうすれば余裕を持ってその方も当然ボーナス払ったほうが良いということになるんでしょうけど、そういう全体的な整備をしていかないとおかしくなるんじゃないかというふうに思っていて、こういう規程の案が出たので、たまたまそういうところに考えが至ったところもあるんですけど、ちょっとそこは見直してみる必要があるんじゃないかなというふうにも思うんですが、その点、新年度までは、まだ暇がありますよね、時間的には、そんなにないけれど、2か月弱あるんで、ちょっとね、4月1日からどうするかってことに関しては、今副市長さんもいらっしゃるから、ちょっと市長とも相談の上で、一人だけ置いてきぼりになるようなね、そういう運用じゃなくて、しかも、さっき言ったとおり変えることによるメリットは行政側にも出てくるから、単にその人だけのことでなくて、ちょっとそういう研究をしていただきたいんですが、いかがかということについて質問を再度させていただきたいと思います。

土地開発公社の必要性云々に関しては、また、慎重な分析があるのかなというふうに思っているんですけども、先ほど白井評議員からも問題提起あるんですけども、よく分析してみたほうがいいかなと思ってるんですね。つまり、なしでもやれている市があるわけですから、じゃあそのデメリット、メリット享受しなくてもやれている、あるいはデメリットがあってもやっているなにかの理由があるはずですよ。その点に関しても、置いてない市は、なぜ置いてないのかみたいなことをも余り調査したことないじゃないですか。そういうこともきちんと調査をしてみたうえで多角的に分析してみる必要がある。何でもかんでも廃止しろと言っているわけではないですよ。よく分析

してみないとね、組織って一回できちゃうとなかなか無くならないから、行政の組織って、でもそうじゃなくてやっぱりね、本当に必然性があるのかどうかってことは、こういう検証はきちっとしていく必要もあるのかなと思っておりますので、その点に関しては、今日は問題提起だけしておいて、前段の方の質問は、4月から始まってしまう話なので早急にご検討頂きたいのですが、いかかでしょうか。

【事務局長】 渡辺評議員から、土地開発公社の非常勤嘱託職員に関してご提案をいただきました。これにつきましては小金井市との調整・協議も必要になるということと、先ほどの繰り返しで恐縮ですが業務の見直しですとか、服務、人事考課、期末手当等の支給も含めまして、勤務内容、労働条件の検討を行う必要がございます。そういったことから今度の4月からというのは、スケジュール的にはなかなか難しいかなというふうに思っておりますけれども、課題だと認識しておりますので、その点については研究してまいりたいと思っております。

【渡辺評議員】 行政ですからいろいろ検討するのは大変だと思うんですけども、ここで仮に4月1日に間に合わなかったとしても、例えばまるまる1年間そのまま放置するとかですね、そういうことにならないように、できうる限りスピーディーに意思決定していくと、できうる限りスピーディーに移行させるということに関してはご努力いただきたいということは申し上げておきたいというふうに思います。副市長もいらっしゃるから、今の話は聞いていただいたと思うので、内部でよく詰めていただきたい。以上です。

【斎藤評議員】 すいません。今回、事前の説明、日程が合わなくて受けられなかったんですけども、渡辺評議員の質問、実は初めて聞いて驚いているところでありまして。それまでこの議案を見れば、小金井市の会計年度任用職員と同じ待遇になるんだらうということで、勝手に思い込んでしまったんですけども、渡辺評議員からあって、まさしくそのとおりだというふうに思って、まあいろいろ検討しなければならないと、だったら検討してあげてせめてこの4月に間に合わせるよう

にやってあげるべきではなかったのでしょうかね。私も非常に気の毒だというふうに思います。渡辺評議員が言われてることですべてだと思うんですけれども、一人の評議員からではなく複数の評議員からも発言があったということを重ねていただいて、理事長の副市長にもぜひご検討いただければと思います。

【水上評議員】 今回、非常勤職員の規程の改定ということなんですが、期末手当の問題に質疑があって、私もそのとおりだと思うんですよ。基本的に社会福祉協議会の非常勤がどうなのかという議論が、会計年度任用職員のときにあって、小金井市役所の非常勤職員と社会福祉協議会で働くその非常勤職員は違うんだというような整理もあったんだと思うんですけれども、一つ確認したいのは、土地開発公社で働いている非常勤職員さんっていうのは、具体的にどのような業務をされているのか、わかる範囲で教えていただけないでしょうか。

小金井市の非常勤職員とは違うっていうことなんですが、勤務日数とかどういうふうなかたちの業務されているのかっていうのを一つ確認しておきたいというふうに思うんですね。小金井市の非常勤職員とは違うということなんですけれども、土地開発公社の非常勤職員と小金井市役所で働いている非常勤の違うと言うんだけれども規程上の違いをどういうふうに考えたら良いのか、地方公務員法が適用されるというかたちに今度会計年度任用職員の場合にはなって、ただ土地開発公社の非常勤職員さんはそういう規程が全くないから、適用できないのかっていうような説明だったと思うんですけれども、そのへんもう少し具体的にご説明いただけないかなというふうに思うんですね。私も非常勤職員全体は処遇改善を進めていく必要があるし、特に小金井市役所、同じ机を並べて働いてて、処遇が違うのはおかしいことなので、ぜひ規程の検討をしていただきたいと思うんですけれども。

もう一つ、会計年度任用職員については、この4月から制度が発足するということで、組合とも交渉されてきていると思うし、議会でも何度も質問があったと思うんですよね。だから土地開発公社の返答としてはこういう制度がスタートするに当たって、今議案として出てきたんですけれども、今までの過程で検討してこなかったのかなという

のが不思議に思っていて、これからの課題だと言うんだけれども、既に4月から制度が発足するという事は、わかっている同じ小金井市役所内ではそういった議論がされてたと思うんですよ。そのへんについては非常に遅れてるのではないのかなと思うんですけど。土地開発公社としての検討っていうのはいつぐらいからこういうかたちでされてきたのか、ちょっと確認したいと思うんですがいかがでしょう。

【板倉評議員】 社会福祉協議会の非常勤嘱託職員の場合は、社会福祉協議会で募集をかけると、私は認識しているんですね。土地開発公社の場合の非常勤嘱託職員は、どうにかたちで募集をかけられるんでしょうか。二つ目はこの改正規程のところ、現行規程の場合には前項の旅費については、小金井市のって付いてますよね。改正規程の場合には小金井市のっていうことが付いていないんですね。職員のってあるでしょう。土地開発公社に独自の定款で、職員の旅費に関する条例ってあったのかなという疑問があって。小金井市のって頭に付けなくていいのかなという疑問があるんです。今、定款を全部持ってきていないのでわからないんですけども、小金井市のって頭に付いてませんよね。改正のほうはね。なぜこういった質問をするかと言うと、職員組合のニュースなど見ていると、どうも職員の旅費規程が新年度から変わるみたいなんですね。小金井市が頭に付いていないとなると、何の条例が根拠になるのかっていうのがあって、ご説明いただけますか。

【事務局係長】 多岐にわたりご質問いただいたので、漏れていたら申し訳ございません。土地開発公社の勤務日数、業務内容についてご質問いただきました。勤務日数等につきましては、小金井市の非常勤嘱託職員と同等でございます。業務内容につきましては、土地開発公社の経理業務、あと庶務的な仕事をしていただいております。また、土地開発公社の非常勤嘱託職員の募集、採用につきましては土地開発公社独自で、募集を行って採用しているところでございます。

【事務局長】 土地開発公社の非常勤職員の規程、小金井市の職員との規程の違いというところでございます。土地開発公社の職員に関しまして

は、例えばですけれども、服務規程ですとか、小金井市のほうの職員にはある服務規程ですとか、人事考課の規程などがございません。そういう違いがございます。

土地開発公社としては検討はしたのか、いつぐらいから検討したのか、というご質問でございます。土地開発公社といたしましても検討した経過がございます。規程の案なども作りましてですね、小金井市と協議をこれまでしてまいりました。という経過がございます。

小金井市という文字が入っていないのではないかとというご指摘でございます。これにつきましては法務担当とも協議を重ねながら作成したものでございまして、これについてのなぜ入っていないのかというご説明がむずかしい状況ですけれども、法務担当とは協議し改正案を作成してきた経過がございます。

【水上評議員】 一応、非常勤職員がどういう仕事をされているのかっていうのは、今の答弁の範囲内なんだろうなと思うんですが、基本的には小金井市の非常勤職員と同じような勤務状況で、やっていることは土地開発公社の庶務的な仕事だって話なんです、小金井市の非常勤職員の処遇はいろんな要綱とかで定められてますよね。基本的にそれが準用されているっていう理解でいいのかどうかということと、今回期末手当が出されないということについては、地方公務員法が適用されることになると、服務規程であるとか人事考課については、土地開発公社の非常勤職員がないんだということなんです、小金井市の非常勤職員の要綱の中では服務規程など含めて規定されてますよね。土地開発公社の非常勤職員にはその要綱は全くあてはまらないということなんで、準用してやってるといようなことなのかどうか。ちょっと確認しておきたいのと、土地開発公社としても検討してきて規程案を作ったけれども、了承されなかったんだという話だったと思うんですが、今後更に検討していくっていう話なんです、どういう部分今後検討していかなければいけないということになっているのか、小金井市と一緒に協議してきた経過があるとすれば、それについてはどういうふうに考えているのか、伺いたいと思います。同じように小金井市の市役所の中で非常勤職員として働いているわけだから、そうい

う意味で言うと一定の規程を作って、手当も支給していくということも必要なんだろうとは思いますが。そこで協議したけどうまくいかないってところを聞くとですね、果たしてどうできるのかなというところがあるので、どういう方向で考えていこうとしているのか確認しておきたいと思うんですがいかがでしょうか。

【板倉評議員】 改正規程のほうであります。第3条については第2条で小金井市というのが出てきますから、同じものだなということがわかるわけですがけれども、第4条については小金井市というのは今回欠落してるわけですね。現行規程の第3条のほうでは、小金井市の特別職のというように頭に小金井市って入ってるんです。土地開発公社が小金井市とは独立した機関だということであれば、引用する条例は正確に書くべきだと思うんですよ。小金井市が頭に入っていないければ、引用する条例の根拠っていうのが欠落していると思ってるんですね。法務担当がこれで良いんだと言ったというんですけども、法務担当の認識がどうなのかっていうのが逆に疑問を持たざるを得ない。独立した機関だから。小金井市とは。土地開発公社は。可能であれば今出ているように、非常勤とした職員にも小金井市の非常勤職員と同じように、期末手当は支給されるような規程にして、ここも見直して提案し直しとか、そういうことをやらないと、先ほど私、定款の部分で言いましたよね。定款どおりに行われていなかったということは、6年前に私は指摘したと。今回は規程が根拠となる条例が曖昧になってしまう部分でスタートするとなると、どうなるかっていう疑問も率直に思わざるを得ないんですよ。これは理事長の答弁になるかと思えますけど、理事長どのようにお考えですか。私は根拠規程が曖昧になると思えますがいかがでしょうか。

【事務局係長】 非常勤嘱託職員の服務につきましては、小金井市土地開発公社処務規程というのをございまして、そちらの第10条に服務として、「職員の服務その他については、この規程に定めるものを除き、小金井市の諸規程を準用する。」と規定しているところをございます。非常勤嘱託職員の服務につきましても、小金井市の諸規程を準用する

こととなっているものでございます。

【事務局長】 今後の検討についてのお問い合わせでございます。今後の検討ですけれども、土地開発公社の職員をですね、小金井市の職員同様の服務規程ですとか、評価の方法ですとか様式も含めてですね、整備していかなければなりません。仕事の範囲もそうですけれども、そういうことも含めて、小金井市の会計年度任用職員と同等のものをそろえていかなければいけないということでございますので、その点について検討しなければならないというふうに思っております。

あと、お尋ねがありました小金井市という名称が書いていないという点でございますが、それにつきましては、元々のその条例の名称として職員の旅費に関する条例というふうになっておりますので、これは正確にその条例の名称をそのまま引用したということでございます。これによって引用元が特定されないということはないのかな、その後昭和36年条例第8号というふうにもなっておりますし、別の条例が引用されるということは、ないのかというふうに考えています。

【水上評議員】 基本的に小金井市の非常勤職員の諸規程が準用されているってことですよ。会計年度任用職員の議論の中で、僕の誤解だったら申し訳ないんですけども、小金井市の土地開発公社の人たちが、小金井市に質問するわけではないんですけども、僕は議会の中で服務規程っていうのは、非常勤職員の要綱かなんかに規程されていると、既に服務規程っていうのも、非常勤職員は。人事考課も含めてですね、非常勤職員の諸規程に盛り込まれているので、会計年度任用職員に移行するにはですね、新しいそういうものは必要ないんだっていうふうな理解だったんですよ。だから小金井市の非常勤職員と準用されているんだったら、期末手当を支給しないっていうことには、全くならないんじゃないかなっていうふうに私は思います。それは小金井市と協議してきた結果だということなのでね。今後ぜひですね、支給できるように、同じような仕事をしていて、規程も準用してるわけだから、ぜひ支給できるように、私はぜひしていただきたいっていうこ

とは、強く要望しておきたいと思います。今回の条例については、必要な規程の改定ということにもなりますから、期末手当についてはですね、ぜひ支給できるように、今の話だとですね、出さないっていう理由がよくわからないので、至急対応していただきたいということを要望しておきたいと思います。

【白井評議員】 関連してお聞きしておきたいんですが、土地開発公社の非常勤職員、そもそも土地開発公社は独立した機関であるということですよ。いろいろ準用しているけれどね。独立した機関ですよ。土地開発公社はね。この非常勤職員を採用するに当たっては、募集、規程の整備、面接とか採用するに当たっての試験というか、そういうことを含めてすべて土地開発公社の中で事務を完結して行っているという認識でよろしいですかね。そこだけしっかり確認させて下さい。

【事務局係長】 土地開発公社の募集の方法につきましてのご質問かと思えます。土地開発公社のほうで募集をかけ、面接をし、採用通知等を発送しております。ただ、土地開発公社の募集の広報の媒体としては、小金井市の市報、小金井市のホームページを使用させていただいているところでございます。

【宮下評議員】 今、議論を聞いていて、一応確認しておきたかったんですが、会計年度任用職員の小金井市のほうで、国の規程に沿って改定が行われて、この期末手当の話なんですけど、小金井市のほうでは会計年度任用職員の制度を導入するに当たっては、確か土地開発公社とかそういう関連するほうには影響を与えないって言うか、小金井市のほうの考え方としては、方針としては土地開発公社とかそっちのほうは、特にあげることは考えていないというような説明が確かあったかなと思うんですけど、そこらへんどうだったかなと思って、要するに小金井市は小金井市ですよと、うちは関係ありませんというスタンスなのか。いや、小金井市のほうからこういう方針で聞いてます。ということなのか、どうなのかなと思って、基本的に答弁を聞いている方も同じ人同士がやっているのだから、こういう質問しにくいんですけど、一

応念のため整理する意味でちょっと確認したいと思います。

【事務局長】 会計年度任用職員への移行に当たっては、小金井市のほうで移行することについて同様に土地開発公社のほうも考えない。土地開発公社は土地開発公社で独自で判断するというふうなことでございます。

【議長】 以上で、質疑を終了することにご異議ありませんか。

－異議なしの声多数－

【議長】 ご異議なしと認めます。質疑を終了いたします。お諮りいたします。諮問第14号「小金井市土地開発公社非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程」について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

－異議なしの声多数－

【議長】 ご異議なしと認め、原案のとおり承認いたしました。
以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもって、令和元年度第4回小金井市土地開発公社評議員会を閉会いたします。

評議員会議長

五十嵐 京子

議事録署名人
評議員

齋藤 康夫

議事録署名人
評議員

田頭 初子

< 裁決状況 >

	諮問番号	採決方法	賛成	反対	退席	採決結果
日程第 1	諮問第 8 号	起立	鈴木・岸田・沖浦 白井・水谷・湯沢 紀・宮下 (8)	坂井・斎藤・田頭 渡辺・板倉・水上 (6)	なし	承認
日程第 2	諮問第 9 号	起立	鈴木・岸田・沖浦 白井・水谷・湯沢 紀・宮下 (8)	坂井・斎藤・田頭 渡辺・板倉・水上 (6)	なし	承認
日程第 3	諮問第 10 号	起立	鈴木・岸田・沖浦 白井・水谷・湯沢 紀・宮下 (8)	坂井・斎藤・田頭 渡辺・板倉・水上 (6)	なし	承認
日程第 4	諮問第 11 号	起立	鈴木・岸田・沖浦 白井・水谷・湯沢 紀・宮下 (8)	坂井・斎藤・田頭 渡辺・板倉・水上 (6)	なし	承認
日程第 5	諮問第 12 号	起立	鈴木・岸田・沖浦 白井・水谷・湯沢 紀・宮下 (8)	坂井・斎藤・田頭 渡辺・板倉・水上 (6)	なし	承認
日程第 6	諮問第 13 号	起立	鈴木・岸田・沖浦 白井・水谷・湯沢 紀・宮下 (8)	坂井・斎藤・田頭 渡辺・板倉・水上 (6)	なし	承認
日程第 7	諮問第 14 号		全員 (14)	なし (0)	なし	承認

出席 15名 (欠席 篠原 評議員)
議長 五十嵐評議員

